

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 4月の途中で死亡した役員の報酬

**Q** : 当社の取締役が、4月5日に死亡しました。4月25日に支払う報酬は、これまで支給していた月額と同じ額を支給しようと思うのですが、全額を役員報酬として損金に算入できますか。

**A** : 過大役員報酬に該当しない限り、全額を損金に算入できます。

#### 【解説】

役員と法人との関係は委任契約に基づくものとされています。役員は、会社に対して相当額の報酬を請求する権利を有しており、この権利は会社に対する受任者として善良なる管理者としての注意義務、忠実義務等を負うことに対するものであるとされています。

また、報酬の請求は、原則として、これらの義務を履行した後に行うことができるものとされています。

役員の死亡は、受任者の責に帰すべきものではありませんが、委任契約の履行の中途終了といわれていますから、一般的に受任者はその時までに行った事務処理の割合に応じて報酬を請求することができるかとされています。

ところで、役員報酬は包括的な委任の対価であり、年俸、月俸による報酬限度額を規定することはあっても、日当（日割計算）ということはないと考えられています。

したがって、ご質問の場合、過大役員報酬に該当しない限り、4月分の役員報酬全額を損金に算入できると思われます。

